

西宮市総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業移転実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業（以下「事業」という。）を行う上で、福祉会館からの移転について、必要な事項を定めることにより、その移転の円滑な推進を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、別表1対象団体欄に掲げる団体とする。

(移転料の支給)

第3条 市長は、対象団体が事業に伴い福祉会館から移転したときに、当該対象団体に対し移転料を支給することができる。

(移転料の支給額)

第4条 前条の規定による移転料は、対象団体ごとに別表1を上限とし、予算の範囲内において市長が定める。

(移転料の支給方法)

第5条 第3条の規定による移転料は、対象団体が事業に伴い移転したことを市が確認した後、当該対象団体代表者の請求に基づき支給する。

(実施の細目)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は令和元年6月1日から実施する。

別表 1

対象団体	支給上限額
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	2,706,000 円
一般社団法人西宮市老人クラブ連合会	528,000 円
西宮市婦人共励会	605,000 円